ADVANCE INTERNATIONAL PATENT OFFICE

アドバンスIPニュース

〒107-0052
東京都港区赤坂 2-5-7　NIKKEN 赤坂ビル８階
TEL　03-5570-6081　　　FAX　03-5570-6085
MAIL　advance@mx7.mesh.ne.jp

第５８号
２０１４年１０月１日

Contents

1.トピックス

2.審決情報

3.判決情報

4.海外情報

5.コラム

6.特許紹介

「職務発明制度の抜本的な見直し」－その後の動向について－

「職務発明」すなわち社員が仕事でなした発明をどのように扱うかにつきましては、当ＩＰニュースの第５４号及び第５６号のトピックス欄で取り上げましたが、今般、政府は、社員が仕事で発明した特許を「社員のもの」とする現行の特許法の規定（特許法第３５条）を改め、「無条件で会社のもの」とする方針を固めたとのことです。政府は、６月、十分な報償金を支払う企業に限り、「会社のもの」にできる特例を設ける改正方針を決め、具体的な改正案の検討に入っていましたが、この方針には経済界が強く反発するなどの背景があり、「検討の結果、実務に混乱を招く問題が分かった」などと説明しています。この問題とはどのようなものかは明らかではありませんが、改正案では、社員の待遇が悪くならない規定を設けるなどとしています。

これに対し、先にもご紹介しましたように、労働団体などは、特許を「会社のもの」にすると、待遇悪化や発明意欲をそぐことにつながるとし、改正自体に反対しています。

上記のような実情を踏まえ、今後、政府がどのような改正案を提示するかが注目されます。

（平成２６年９月３日、朝日新聞朝刊より）

マレーシアと「特許審査ハイウェイ」を開始します

―― 概　要 ――

経済産業省平成２６年８月２８日更新記事によりますと、特許庁とマレーシア特許庁は、平成２６年１０月１日から特許審査ハイウェイ（ＰＰＨ）を開始することに合意しました、とのことです。

―― 背　景 ――

経済のグローバル化に伴い、世界の特許出願件数は増加傾向にあり、我が国企業等の海外への出願件数も増加しております。しかしながら、新興国においては、特許審査官の不足など審査体制が不十分であることにより、審査の遅延が課題となっています。我が国産業界からは、我が国企業の重要な生産拠点であるマレーシアを含むアセアン地域についても、出願から最終処分までに要する期間の短縮を求める声が上がっています。

※注：日本からマレーシアへの特許出願件数（２０１２年）１２４８件

―― マレーシアとのＰＰＨ試行プログラムについて ――

特許庁は、マレーシア特許庁との間で、平成２６年１０月１日より「特許審査ハイウェイ（ＰＰＨ）」を試行することに合意しました。

これにより、日本で特許になりうると判断された出願については、出願人の申請により、マレーシアにおいて簡易な手続で早期審査が可能となります。

今回の合意により、我が国がＰＰＨを締結した国・地域は３０となります。なお、アセアンでは、シンガポール、フィリピン、インドネシア、タイに続く５か国目です。

今後も特許庁は、ＰＰＨの対象国拡大を図るとともに、海外の特許庁との間で申請手続の共通化・簡素化に努めることによって、我が国出願人の海外における迅速な権利取得を支援して参ります。

・上記トピックスの該当記事は下記経済産業省 URL（２０１４年８月２８日更新）をご覧下さい。

ＵＲＬ：http://www.meti.go.jp/press/2014/08/20140828003/20140828003.pdf

第３９回ＡＰＥＣ知的財産権専門家会合（ＩＰＥＧ）について

―― 概　　要 ――

特許庁によりますと、平成２６年８月１０日から１１日、中国・北京において第３９回ＡＰＥＣ知的財産権専門家会合（APEC/IPEG: Intellectual Property Rights Experts Group）が開催されました、とのことです。

なお、当該会合には、日本の他、カナダ、中国、チリ、香港、インドネシア、韓国、メキシコ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、台湾、タイ、米国、ベトナムの計１６の国若しくは地域の代表者が出席しました。

―― 本会合のポイント ――

（１）知的財産関連条約の情報・経験の共有

日本より、マドリッド協定議定書（マドプロ）、商標法条約（ＴＬＴ）等の加盟促進のために、アンケート調査等の活動を通じて、知的財産関連条約の情報・経験について共有し、各エコノミーの条約加盟に向けた自助努力を促す取組について、調査票に未回答のエコノミーに対して引き続き協力を求めました。

（２）知的財産人材育成機関間協働構想（ｉＰＡＣイニシアティブ）、特許取得手続におけるＡＰＥＣ協力イニシアティブに基づく共通化に向けた提案

日本より、２０１１年３月に一般公開された、http://ipac.apec.org/及び http://patent.apec.org/の２つのウェブサイトにつき、実施状況を報告しました。両ウェブサイトは公開から既に３年が経過しており、情報共有の役割が達成されたことから、両ウェブサイトの利用を２０１５年３月までとすることとしました。

（３）知的財産権水際取締ワークショップ

日本より、税関手続小委員会（SCCP: Sub-Committee on Customs Procedures）で本年１１月に開催予定の日本と香港の共催による「知的財産権水際取締ワークショップ」につき、概要を紹介しました。

（４）ハーグ協定加盟に向けた取組み、特許制度及び商標制度の改善に向けた取組み

日本より、ハーグ協定※加盟に向けた国内法整備の状況及び、特許制度及び商標制度の法改正の最新情報、審査順番待ち期間１１ヶ月（ＦＡ１１）の目標達成と当該目標達成のために実施してきた取組、まとめ審査、特許審査ハイウェイ（ＰＰＨ）の締結状況等について発表しました。

※：意匠の国際登録に関するハーグ協定。日本は、該ハーグ協定の内容を改正したジュネーヴ改正協定の加盟（実施）のための規定の整備中であり、日本における該改正協定の施行日[参考]につきましては、現段階では未定であります。

参考：ＩＰニュース第５４号トピックス：「特許法等の一部を改正する法律（平成２６年５月１４日法律第３６号）」をご覧ください。

――今後の予定――

次回の IPEG 会合は 2015 年 1 月下旬もしくは 2 月にフィリピンにて開催される予定です。

・上記トピックスの該当記事は下記特許庁 URL（２０１４年８月２８日更新）をご覧下さい。

ＵＲＬ：http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/apec_ipeg39.htm

異議２０１３－９００４０７

―― 概　要 ――

本件は、本件商標「ミエシュラン」が引用商標「ミシュラン」及び「ＭＩＣＨＥＬＩＮ」に類似しないと判断された事例です。

―― 争　点 ――

・文字商標の類否判断（商標法第４条第１項第１１号）
・引用商標と出所の混同が生じるおそれがあるか否か（同第１５号）
・引用商標の著名性にフリーライド等する出願か否か（同第１９号）

―― 本件商標 ――

登録第５６１３５３５号
商標：ミエシュラン
指定商品：印刷物（第１６類)、飲食物の提供（第４３類）
商標権者：株式会社フロンティア
登録日：平成２５年（２０１３）９月６日

――引用商標――

引用商標１
登録第７１７９９７号
商標：ＭＩＣＨＥＬＩＮ
指定商品：電子出版物（第９類)、印刷物（第１６類）
商標権者：コンパニー　ゼネラール　デ　ゼタブリスマン　ミシュラン
登録日：昭和４１年（１９６６）８月２５日

引用商標２
登録第７１７９９８号
商標：ミシュラン
指定商品：印刷物，書画，写真，写真立て（第１６類）
商標権者：コンパニー　ゼネラール　デ　ゼタブリスマン　ミシュラン
登録日：昭和４１年（１９６６）８月２５日

引用商標３
登録第５６００１５２号
商標：ミシュラン
指定商品：電子出版物（第９類)、観光・調理・料理・グルメ・レストラン・飲食店・ホテル・宿泊施設・食料・アルコール飲料・ノンアルコール飲料に関する指導・助言・情報の提供，宿泊施設の提供及びこれに関する指導・助言・情報の提供（第４３類）　ほか
商標権者：コンパニー　ゼネラール　デ　ゼタブリスマン　ミシュラン
登録日：平成２５年（２０１３）７月１９日

引用商標４
登録第５６２０２４１号
商標：ＭＩＣＨＥＬＩＮ
指定商品：電子出版物（第９類)、観光・調理・料理・グルメ・レストラン・飲食店・ホテル・宿泊施設・食料・アルコール飲料・ノンアルコール飲料に関する指導・助言・情報の提供，宿泊施設の提供及びこれに関する指導・助言・情報の提供（第４３類）　ほか
商標権者：コンパニー　ゼネラール　デ　ゼタブリスマン　ミシュラン
登録日：平成２５年（２０１３）１０月４日

―― 登録意義申立の理由 ――

異議申立人は以下の理由により商標法第４条第１項第１１号、第１５号、第１９号に該当するため、本件商標は取り消されるべき旨主張しています。
本件商標「ミエシュラン」と引用商標「ミシュラン」等は称呼及び外観において互いに類似し、指定商品も類似するため、同第１１号に該当する。
引用商標は申立人の業務に係る商品「ガイドブック」及び役務「飲食物の提供に関する情報の提供」を表示するものとして周知であり、本件商標をその商品・役務に使用した場合には、出所について混同を生じさせるおそれがあるため、同第１５号に該当する。
引用商標は諸外国においても申立人の業務に係る商品「ガイドブック」及び役務「飲食物の提供に関する情報の提供」を表示するものとして周知著名な商標であり、引用商標に類似する本件商標の出願は不正の目的をもってなされたものであるため、同第１９号に該当する。

―― 当審の判断 ――

（１）商標法第４条第１項第１１号該当性について

特許庁は、「本件商標を全体として称呼するときは、「ミエ」と「シュラン」の音の間に一呼吸おいて称呼され得るのに対し、引用商標を全体として称呼するときは、「ミシュラン」と無理なく一気一連に称呼されるものであるから、「エ」の音の有無の差異が、比較的短い音構成よりなる両称呼全体に及ぼす影響は決して小さいものとはいえない」として、両商標の称呼は全体の語調、語感が相違したものであり、互いに聞き誤られることはないと認定しました。また、外観についても「第２文字における「エ」の有無の差異は、通常有する注意力をもってすれば、誤認混同することはない」と認定し、観念については、引用商標からは「『申立人の発行するレストランを星の数で格付けするガイドブックの名称』の観念を有する」とし造語商標である本件商標とは観念上相違すると認定しました。

そして、本件商標と引用商標は、称呼、外観及び観念のいずれの点についても互いに紛れるおそれのない非類似の商標であると判断しました。

（２）商標法第４条第１項第１５号該当性について

特許庁は、申立人の提出した証拠及び申立ての理由から「引用商標は、申立人の発行するレストラン等を星の数で格付けするガイドブックを表示するものとして、本件商標の登録出願日（平成２５年４月２６日）前より、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されていたものと認めることができる。そして、その著名性は、本件商標の登録査定日（平成２５年８月１日）においても継続していたものと推認することができる」と認定しておりますが、上記（１）の判断から「本件商標と引用商標とは、商標それ自体非類似の商標であるから、本件商標に接する取引者、需要者が、引用商標を想起又は連想することはないというのが相当である」として、本件商標は引用

商標の業務に係る商品又は役務と混同を生じるおそれがない商標と判断し、本件商標は、商標法第４条第１項第１５号に該当しないとしました。

なお、引用商標が「飲食物の提供に関する情報の提供」を表示するものとしても著名性を獲得していた旨の申立人の主張は、「著名性を獲得していた事実を認めるに足りる証拠の提出はない」として否定しました。

（３）商標法第４条第１項第１９号該当性について

特許庁は、上記（２）で認定したように引用商標はガイドブックを表示するものとして周知著名であるとしましたが、上記（１）で認定の通り両商標が非類似であり、本件商標が不正の目的をもって使用する商標であることを認めるに足りる証拠の提出はないとして、本件商標は、商標法第４条第１項第１９号に該当しないと判断しました。

―― コメント ――

「ミシュラン」の語が周知著名であるとした場合、本件商標「ミエシュラン」に接した需要者は、本件商標が独自に創作された造語であると認識するでしょうか。本件商標は「ミシュラン」の語をもじった商標と認識される可能性もあるのではないかと思われます。

基となる商標を想起させるようないわゆるパロディ商標について、知財高裁は「「パロディ」なる概念は商標法の定める法概念ではなく，講学上のものであって，法４条１項１５号に該当するか否かは，あくまでも法概念である同号該当性の有無により判断すべきである」としており（平成２１年（行ケ）第１０４０４号)、同判決ではパロディの趣旨で商標を創作した事実を認めるに足りる証拠は存しないことなどを考慮して、法４条１項１５号及び１９号に該当しない旨の判断をしております。

著名な商標を基に創作された商標であって基となる商標を想起させる商標は、パロディ化された商標と認識されれば、基の著名な商標と区別し得、出所の混同を生じるおそれはないかと思われますが、著名商標の認知度を利用し、その使用により著名商標の信用が汚染化、希釈化される可能性があるものといえますので、競業秩序を維持することを目的とした商標法においては、パロディ商標の登録は慎重になるべきかと考えます。

本件の特許庁の判断は、本件商標が引用商標のパロディ化が前面に表現されているものといえないとも思われますので、パロディ化の趣旨をもって創作されたか否かは考慮せず、類似性や出所の混同のおそれ、不正の目的について判断され、両商標の非類似性が重要視されたものと思われます。引用商標については世界的な著名性が認定されておりますので、両商標の非類似性を考慮してもパロディ商標の側面から本件商標が不当な利益を得る目的で出願されたものとして、法４条１項７号該当の余地はあるかもしれません。

平成２６年（行コ）第１０００３号　特許料納付書却下処分取消請求控訴事件

―― 原　　審 ――

東京地方裁判所　平成２５年（行ウ）第４６７号（甲事件）
平成２５年（行ウ）第４６８号（乙事件）
平成２５年（行ウ）第４６９号（丙事件）

―― 概　　要 ――

特許料納付につき、１１２条の２第１項（平成２３年法律第６３号による改正前の特許法による。該特許法を以下、「改正前特許法」とする。）における「その責めに帰することができない理由」の意義解釈が争われ、控訴が棄却、即ち原判決が維持された事例。

（平成２６年７月１６日　知財高裁判決言渡）

―― 関連特許法規 ――

１１２条の２第１項（改正前特許法）

―― 事案の概要 ――

本件は、控訴人（原審原告）が、特許第３４２１１８４号（甲事件）、特許第３４２１１９３号（乙事件）、特許第３４２１１９４号（丙事件）の各特許権（本件各特許権）を有しており、いずれも第８年分までの特許料が支払われていたが、それらの第９年分の特許料を追納することができる期間は平成２３年１０月１８日までであった。そして控訴人は、代理人弁理士を通じ、追納期間を経過した同年１１月２１日付けで、特許庁長官に対し、本件各特許権につき、それぞれ第９年分の特許料及び割増特許料を納付する旨の特許料納付書（本件各納付書）を提出したが、それぞれにつき手続却下の処分（本件各処分）を受けたため、特許庁長官に対し、本件各処分について、それぞれ異議申立て（甲、乙及び丙事件）をしたものの、平成２５年１月２９日付けで、異議申立てがそれぞれ棄却されたことから、本件各処分の取消し、即ち甲、乙及び丙事件の原判決の取消を求める事案である。

―― 争　点 ――

本件の争点は、控訴人に改正前特許法１１２条の２第１項における「その責めに帰することができない理由」があるか、である。ちなみに、当裁判所は、上記争点を判断しており、いずれも被告の主張を認容している。なお、争点に係る原告及び被告の主張を次に一部記す。

［控訴人の主張］

　本件特許事務所においては、（中略）幾重ものチェック体制が設けられている。しかし、控訴人が本件各特許権に係る第９年分の特許料等を追納期間内に納付することができなかったのは、本件納付指示書を受領した平成２３年３月１７日が折しも東日本大震災の６日後（４営業日後）であり、大震災の揺れ自体が引き起こした混乱に加え、直後の福島第一原子力発電所の事故による放射能被爆の恐れ、水道水の放射能汚染、計画停電、交通機関の麻痺等、尋常ではない物理的・心理的執務環境下にあったことから、通常であれば機能する幾重ものチェック体制が機能しなかったためである。本件特許事務所は、控訴人を含め、多数の特許権者から多数の特許料納付手続の依頼を受けているが、上記の幾重ものチェック体制が十分に機能していたものであり、本件各特許権に係る第９年分の特許料等を追納期間内に納付することができなかったのは、極めて特殊な要因、すなわち、未曾有の災害である東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故等に起因

する尋常ではない物理的・心理的執務環境下にあったことに原因があったと考えるほかない。

したがって、たとえ改正前特許法１１２条の２第１項所定の「その責めに帰することができない理由」の意義を、原判決が判示するように「通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由により追納期間内に納付できなかった場合」と解釈するとしても、本件各特許権に係る第９年分の特許料等を追納期間内に納付することができなかったことについて、控訴人に、改正前特許法１１２条の２第１項所定の「その責めに帰することができない理由」があったことは明らかである。

［被控訴人の主張］

控訴人は、たとえ改正前特許法１１２条の２第１項所定の「その責めに帰することができない理由」の意義を「通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由により追納期間内に納付できなかった場合」と解釈するとしても、本件各特許権に係る第９年分の特許料等を追納期間内に納付することができなかったのは、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故等に起因する尋常ではない物理的・心理的執務環境下にあったことから、通常であれば機能する幾重ものチェック体制が機能しなかったためであり、改正前特許法１１２条の２第１項所定の「その責めに帰することができない理由」があると主張する。

しかしながら、本件特許事務所においては、本件管理システムへのデータ誤入力を回避するための確認がされておらず、また、本件納付指示書の適切な管理がされていなかったのであるから、「通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由により追納期間内に納付できなかった場合」とはいえず、改正前特許法１１２条の２第１項所定の「その責めに帰することができない理由」があるとは認められない。

―― 当裁判所の判断 ――

（中略）本件各特許権の第９年分の特許料等が不納付となったのは、本件特許事務所において、本件各特許権の特許料の納付期限のデータ入力が適切でなかったことに加え、本件納付指示書自体が他の書類と紛れてしまって適切な管理がされなかったという、本件特許事務所における手続上の単純な人的な過誤によるものといわざるを得ない。

そして、控訴人の上記主張に係る大震災の揺れ自体が引き起こした混乱、直後の福島第一原子力発電所の事故による放射能被爆の恐れ、水道水の放射能汚染、計画停電、交通機関の麻痺等による尋常ではない物理的・心理的執務環境というものについては、これら事象が控訴人の本件納付指示書に基づく本件各特許権の特許料納付の指示に対する応答処理において、具体的にどのような物理的又は心理的な支障ないし影響があったがために、上記の本件特許事務所における手続上の人的な過誤が生じざるを得なかったのかについて、控訴人からは何ら具体的な主張立証はない。

（中略）

したがって、控訴人からは、本件各特許権の特許料等の納付ができなかったことが、通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由によるものであることを基礎付ける具体的事実についての主張立証がないといわざるを得ない。かえって控訴人の主張によれば、特許料等納付手続がされていない場合には、依頼人に対して、納付手続当日に出力される特許料領収書の送付状及び請求書等が送付されないことにより各依頼人が特許料納付の有無を確認できるシステムであったというのであるから、本件においては、依頼人である控訴人が、本件特許事務所から特許料領収書の送付状及び請求書等が送付されないことについて、本件各特許権の特許料が納付されているか否かを確認することを怠ったと

いう控訴人本人の落ち度も認められるところである。

そうすると、控訴人の主張立証に係る前記事情のみでは、通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由により本件各特許権の特許料等を追納期間内に納付できなかったものと認めることはできず、控訴人の上記主張は採用することができない。

―― コメント ――

さて、本件のような、改正前特許法１１２条の２第１項における「その責めに帰することができない理由」の意義解釈が争われたケースは、例えば平成１５（行ウ）５１４事件、平成１９（行ウ）第５６号号事件、平成２１年（行ウ）第５１７号事件等があり、多くは外国人が特許権者（原告）であるケースが多いです。これらの事件と、本件とを対比してみるものいいかと思います。

なお、第１１２条の２第１項におきましては、「その責めに帰することができない理由」なる記載が、平成２３年法律第６３号により、「正当な理由」に緩和されました。

本件の詳細は、下記のＵＲＬをご参照下さい。

ＵＲＬ：http://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/357/084357_hanrei.pdf

（エチオピア・アクスム）

平成２５年（行ケ）第１０２９０号　審決取消請求事件

―― 標　題 ――

ある発明の進歩性を判断する前提としてなされる引用発明の認定は、進歩性判断の対象である発明との対比に必要な範囲で行えば足りると説示され、原告の審決取消請求が棄却された事例

（平成２６年８月２８日　知財高裁判決言渡）

―― 関連特許法規 ――

特許法第２９条第２項

―― 事案の概要 ――

原告は、発明の名称を「微小球状金属粒子の製造方法」とする発明につき特許出願をしたところ、拒絶理由通知を受けたため、特許請求の範囲について補正したが、拒絶査定を受けたことから、特許請求の範囲をさらに補正し（この補正した発明を「本願発明」という）、拒絶査定不服審判を請求した。これに対し、特許庁は、「本件審判の請求は成り立たない」との審決をしたため、原告は上記審決の取消を求めて本件訴訟を提起した。

本件訴訟における取消事由は、引用発明の認定の誤り（取消事由１）、本願発明と引用発明との相違点の看過（取消事由２）、相違点についての容易想到性判断の誤り（取消事由３）の３つであるが、本稿は取消事由１及び２について取り上げることとした。なお、当裁判所は、上記取消事由のいずれも、理由のないものと判断している。

因みに、取消事由３は、原告が「（後述する）引用発明と引用例２記載事項とは課題及び課題解決手段が異なるので、かかる記載事項を引用発明に適用する動機付けはない」と主張するものであるが、これに対し、当裁判所は、これを真っ向から否定し、両者は課題及び課題解決手段が共通するので動機付けは存在するとし、原告の主張を退けている。

―― 本願発明の要旨 ――

「粒状化室（１）と、炉（７）と、ノズル（３）と、回転ディスク（４）と、ガス供給管（８）とを含み、溶融金属から金属／合金粒子を製造する粒状化装置であって、前記炉（７）は、金属を溶融するものであり、前記ノズル（３）は、一端が前記炉（７）に接続され他端が前記粒状化室（１）に導かれており、前記回転ディスク（４）は、モーター（５）によって高速回転し、前記ノズル（３）の前記他端の直下の前記粒状化室（１）内に設けられており、前記ガス供給管（８）は、酸素含有雰囲気ガスが供給され、前記酸素含有雰囲気ガスを前記粒状化室（１）内に放出する、粒状化装置。」［注：参照符号（番号）は本稿筆者が説明の都合上付したものである。］

【本願発明】

【引用発明】
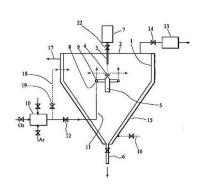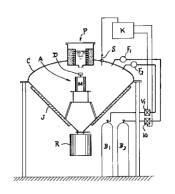
Ａ：遠心アトマイザー
Ｂ１：窒素ガスボンベ
Ｂ２：酸素ガスボンベ
Ｃ：チャンパー
Ｄ：回転ディスク
Ｆ１、Ｆ２：流量計
Ｋ：自動制御装置
Ｍ：モーター
Ｐ：るつぼ
Ｒ：受器
Ｓ：センサー
Ｖ１、Ｖ２：電磁弁

―― 本件審決理由の要点 ――

本願発明は、引用例１に記載された、遠心噴霧法により球状金属粒子を生産する発明（以下、「引用発明」という）及び、引用例２に記載された,環状ノズルを用いてガスを供給し、さらなる微粉化を達成するという事項（以下、「引用例２記載事項」という）に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

―― 原告主張の取消事由 ――

取消事由１について

（１）審決は、引用発明を、「チャンバーと、開口部と、るつぼと、回転ディスクと、ガス供給ラインを備えた、球状金属粒子を生産する装置であって、前記るつぼが、金属を溶融し、前記開口部は、るつぼに備えられてチャンバー内に開口し、前記ディスクは、モーターにより回転するとともに、チャンバー内で前記開口部の直下で対向し、前記ガス供給ラインは、窒素ガス（Ｂ１）と、酸素ガス（Ｂ２）がそれぞれ別に供給され、各ガスを前記チャンバー内に放出して、チャンバー内に窒素と酸素の組成物からなる冷媒ガスを充たす装置。」と認定している。

（２）しかし、引用発明は、その図を参照すると、正確には、「前記ガス供給ラインは、窒素ガス供給ラインと、酸素ガス供給ラインとの合計２本を有し、窒素ガスと、酸素ガスがそれぞれ別に供給され、各ガスを前記チャンバーに窒素ガス出口と、酸素ガス出口との合計２つの出口から放出して、チャンバー内に窒素と酸素の組成物からなる冷媒ガスを満たす装置。」と認定されるべきものである。

（３）審決の引用発明の認定は、ガス供給ラインが、①窒素ガス供給ラインと、酸素ガス供給ラインとの合計２本を有する構成、及び、②各ガスをチャンバーに窒素ガス出口と、酸素ガス出口との合計２つの出口から放出する構成を有している点の認定を欠くものであり、誤りである。

取消事由２について

（１）審決は、本願発明と引用発明との相違点を、「本願発明のガス供給管は、酸素含有雰囲気ガスが供給され、前記酸素含有雰囲気ガスを前記粒状化室内に放出するのに対し、引用発明のガス供給ラインは、窒素ガスと、酸素ガスがそれぞれ別に供給され、各ガスを前記チャンバーに放出して、チャンバー内に窒素と酸素の組成物からなる冷媒ガスを満たす点。」と認定している。

（２）しかし、引用発明は、上記のとおり、①窒素ガス供給ラインと、酸素ガス供給ラインとの合計２本を有する構成、及び、②各ガスをチャンバーに窒素ガス出口と、酸素ガス出口との合計２つの出口から放出する構成を有しているから、本願発明と引用発明とは、審決が認定した相違点のほかに、以下の相違点２及び３においても相違するというべきである。

（相違点２）

本願発明のガス供給管は、１本で足りる構造となっているのに対して、引用発明のガス供給ラインは、窒素ガス供給ライン、及び、酸素ガス供給ラインの合計２本を有する点。

（相違点３）

本願発明のガス供給管は、その出口が１つで足りる構造となっているのに対して、引用発明のガス供給ラインは、窒素ガス出口、及び、酸素ガス出口の合計２つの出口を有する点。

（３）そして、引用発明に引用例２記載事項の環状ノズルを適用したとしても、相違点２及び３に係る本願発明の構成が導かれることはない。審決は、相違点２及び３を看過し、その結果、本願発明の容易想到性判断を誤ったものである。

―― 被告の反論の要点 ――（判旨と近似するため割愛する）

―― 当裁判所の判断の要旨 ――

取消事由１について

（１）原告は、審決の引用発明の認定は、ガス供給ラインが、①窒素ガス供給ラインと、酸素ガス供給ラインとの合計２本を有する構成、及び、②各ガスをチャンバーに窒素ガス出口と、酸素ガス出口との合計２つの出口から放出する構成を有している点の認定を欠くものであり、誤りであると主張する。

（２）しかし、ある発明の進歩性を判断する前提としてなされる引用発明の認定は、進歩性判断の対象である発明との対比に必要な範囲で行えば足りる。

（３）本願発明は、ガス供給管の本数を特定するものではなく、また、酸素含有雰囲気ガスを粒状化室内に放出する出口についても特定するものではないから、引用発明のガス供給ラインが上記①及び②の構成を有している点について認定する必要はなく、審決の引用発明の認定に誤りはない。したがって、原告主張の取消事由１は理由がない。

取消事由２について

（１）原告は、引用発明は、①窒素ガス供給ラインと、酸素ガス供給ラインとの合計２本を有する構成、及び、②各ガスをチャンバーに窒素ガス出口と、酸素ガス出口との合計２つの出口から放出する構成を有しているから、本願発明と引用発明とは、審決が認定した相違点のほかに、相違点２及び３、すなわち、本願発明のガス供給管は、１本で足りる構成となっているのに対して、引用発明のガス供給ラインは、窒素ガス供給ライン、及び、酸素ガス供給ラインの合計２本有する点（相違点２）、及び、本願発明のガス供給管は、その出口が１つで足りる構造となっているのに対し、引用発明のガス供給ラインは、窒素ガス出口、及び、酸素ガス出口の合計２つの出口を有する点（相違点３）において相違するとして、審決は、相違点２及び３を看過していると主張する。

（２）しかし、先に説示したとおり、審決の引用発明の認定に誤りはないから、本願発明と引用発明とは、原告が主張する相違点２及び３において相違するとはいえず、審決に相違点２及び３の看過はない。したがって、原告主張の取消事由２は理由がない。

―― コメント ――

本事案は、発明の進歩性判断に引用される引用発明をどのように認定するかに係るものです。本件では、かかる引用発明の認定は当該発明との対比に必要な範囲で行えばよく、当該発明で特定していない事項についてまで認定する必要はないと、当裁判所により説示されています。

本件の場合、確かに、本願発明の要旨（特許請求の範囲の記載）には、ガス供給管の本数、及び、ガス供給管の出口数を特定する事項はなく、また、本願明細書の説明においても、これらを特定することの技術的意義（目的、作用効果）についての記載は見られないことから、当裁判所の判断は当を得たものと思われます。

本件は、引用発明の認定・判断をする上で、大変参考になる事案であると思います。

本件の詳細は、下記ＵＲＬをご覧下さい。

ＵＲＬ：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/418/084418_hanrei.pdf

平成２５年（ワ）第７６０４号　ぬいぐるみ形態模倣事件

―― 標　　題 ――

　電源を入れた状態で話しかけると直ちにその言葉を再生しながら頭部等を上下に動かす機能を有する小熊のぬいぐるみについて、被告商品が原告商品の形態を模倣するものだと認められ、被告に対して、被告商品の販売等の差し止めと損害賠償の支払いが命じられた事案。

（平成２６年８月２１日　大阪地裁　第２１民事部）

―― 関連法規 ――

不正競争防止法２条１項３号、同２条４項、同２条５項、同５条２項

―― 事案の概要 ――

（１）本件は，被告の商品（商品名：ハッピー★ベアー，Ｈａｐｐｙ★Ｂｅａｒ，色：①ピンク・②ベージュ・③ブラウン。以下色により「被告商品①」などといい，①ないし③を併せて「被告商品」といいます。）が，原告の商品（商品名：シュエッテイーベア，Ｃｈｏｕｅｔｔｉｅ Ｂｅａｒ：マネしておしゃべりぬいぐるみＶｅｒ．５。以下「原告商品」といいます。）の形態を模倣したものであり，その販売は不正競争防止法２条１項３号の不正競争行為にあたるとして，原告が被告に対し，同法３条１項及び同２項に基づき被告商品の販売等差止め及び廃棄を求めるとともに，同法５条２項に基づく損害賠償，弁護士費用及び遅延損害金の支払を求めた事案です。

（２）ここで、上記原告は，家庭用，工業用プラスチック製品及びその金型の製造販売，金物，荒物，文房具等日用品雑貨の販売などを目的とする株式会社です。

　一方、上記被告は，食品の製造・加工及び販売，観光用土産物の販売などを目的とする株式会社です。

（３）原告商品について

ア．判決文によると、「原告商品は，ぬいぐるみ胴体内に内蔵した装置により，電源を入れた状態で話しかけると，直ちにその言葉を再生しながら，頭部等を上下に動かす機能を有している。」との事です。

イ．さらに詳細には、「原告は，言葉を再生する機能を有しない小熊のぬいぐるみを開発して平成２２年９月に発表し，「シュエッテイーベア」の商品名でこれを販売した。原告は，前記ぬいぐるみの多角化商品として，言葉を再生する機能を有する商品を開発し，平成２３年１２月から，商品名を「シュエッテイーベア，Ｃｈｏｕｅｔｔｉｅ Ｂｅａｒ，マネしておしゃべりぬいぐるみ」とする商品の製造販売を始め（以下「Ｙ商品」という。），平成２４年１１月，他社にその独占販売権を付与した後，同年１２月から，言葉を再生する機能を有する，新しい外装のぬいぐるみとして，「シュエッテイーベア，Ｃｈｏｕｅｔｔｉｅ Ｂｅａｒ，マネしておしゃべりぬいぐるみ，Ｖｅｒ．２」の製造販売を始めた（以下同商品以降のバージョンのものを総称して「Ｙ商品２」という。）。その後，原告は，外装の色目やアクセサリー（スカーフ，ネクタイ，帽子，リボンなど）を変化させながら製造販売を継続し，平成２５年１月から，Ｙ商品２のＶｅｒ．５である，原告商品を製造販売している（甲１）。」との事です。

（４）被告の行為について

　判決文によると、「被告は，平成２４年９月分以降，原告からＹ商品２をのべ４万４３５２個（うち原告商品は３万１６８０個）仕入れ，小売店やサービスエリア内の売店等に卸して販売したが，平成２５年４月分を最後に，原告からの購入を中止し，同年６月１日以降，被告商品を販

売している。

被告商品も，原告商品同様，ぬいぐるみ胴体内に内蔵した装置により，電源を入れた状態で話しかけると，直ちにその言葉を再生する機能を有している。」との事です。

―― 本件の争点 ――

本件では、次の点が争点とされました。

（１）被告商品は，原告商品の形態を模倣したものか（争点１）

（２）原告の損害額（争点２）

―― 裁判所の判断 ――

裁判所では、次のように判断して、原告の請求を認め、被告に被告商品の販売の差止めや廃棄等を命じ、併せて、およそ２６５３万円の金員の支払い等を命じました。

A．被告商品は，原告商品の形態を模倣したものか（争点１）について

（１）不正競争防止法第２条第１項３号は、不正競争の一つとして、「他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為」を規定しています。

そこで、裁判所は初めに、本件で検討すべき上記の規定についての判断基準を次のように示しました。

「不正競争防止法２条１項３号は，他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等を不正競争行為と定めるところ，「商品の形態」とは，需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様，色彩，光沢及び質感をいい（同条４項），「模倣する」（同条１項３号）とは，他人の商品の形態に依拠して，これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいうとされる（同条５項）。

前記商品形態の模倣を不正競争行為と定める趣旨は，資金，労力を投入して新たな商品の形態を開発した者を，資金，労力を投入せず，形態を模倣することでその成果にただ乗りしようとする者との関係において保護しようとする点にあるから，前記不正競争行為が成立するためには，保護を求める商品の形態が，従前の同種の商品にはない新たな要素を有し，相手方の商品がこれを具備するものであると同時に，両者の商品を対比し，全体としての形態が同一といえるか，または実質的に同一であるといえる程度に酷似していることが必要であり，これらが認められる場合に，後者が前者に依拠したといえるかを検討すべきものと解される。」

（２）以上のような観点から、裁判所では、被告商品が原告商品の形態を模倣したものと言えるか否かを、次の点から検討しました。（なお、当事者の商品につきましては、文末の商品写真を御参照下さい。）

（ア）原告商品の開発、被告商品の販売、（イ）原告商品の形態、（ウ）被告商品の形態、（エ）原告商品と被告商品との共通点、（オ）原告商品と被告商品との共通点。

そして裁判所では、原告商品と被告商品との実質的同一性と模倣性について、次のように判断しました。

（２－１）実質的同一性について

被告は、「原告商品の特徴が，他の市場に存在する類似商品と概ね一致するもので，「当該商品の機能を確保するために不可欠な形態」として，クマのぬいぐるみを制作販売する場合，その外見的特徴として似てしまうのもやむを得ないものである旨」を主張していました。

しかし、裁判所は「被告が類似商品と指摘するものが原告商品より以前に存在したと認めるに足る証拠はなく，また，熊のぬいぐるみであれば，上記で認められる原告商品の形態を備えるこ

とが不可欠といえるものではないことは明らかであり，原告商品の具体的形態からしてもありふれたものとまではいえず，前記(ア)で認定した開発の経緯に照らしても，原告商品の形態は，不正競争防止法２条１項３号の保護の対象となるものといえる。」としました。

また、裁判所は、原告商品と被告商品とは，上記(エ)による検討に基づき、「その形態全体にわたり多数の共通点が認められ，できあがった原告商品と被告商品の全体の寸法もほぼ同じであることからすれば，本体の形状はほぼ同一であるといえる。」とし、上記商品間で相異がある部分については、「いずれも些細な違いといえ，ぬいぐるみの顔の印象がこれにより異なるものではなく，原告商品と被告商品とは，全体のつくり，顔のつくりにおいて酷似している。」などとしました。

その結果、裁判所では「したがって，原告商品と被告商品の形態は，全体のつくり及び顔のつくりにおいて酷似しており，その相違点を考慮しても，実質的に同一であるといえる。」と判断しました。

（２－２）模倣性について

裁判所では、上記のように原告商品と被告商品とは実質的に同一であるというべきであるし、前記原告商品の開発、被告商品の販売、等に関する検討に基づいて、「被告は一定期間，原告商品を含むＹ商品２を継続的に仕入れた後に被告商品を開発し，その際，取引先に対しては，原告商品の代替品であるが割安であるとして，あるいは原告商品のリニューアルであるとして，購入を勧めているのであるから，原告商品に依拠して被告商品を製作したことが推認される。」とし、

また、「ぬいぐるみの外形は，多数の布型を組み合わせて作られているが，同じ熊のぬいぐるみであっても，布型の構成，枚数，形状は，業者によって異なるのが通常と解されるところ，原告商品を構成する布型と被告商品を構成する布型とを対比すると，胴体，後頭部，左右の手の形状が多少異なる点を除くと，両者の枚数や形状は，ほぼ同一であることが認められる。」として、「被告商品は，原告商品の形態に依拠して製作されたものと認めるのが相当である。」と判断し、「以上によれば，被告商品は，原告商品の形態を模倣したと認められ，被告は，不正競争防止法２条１項３号の不正競争を行ったといえる。」と結論付けました。

Ｂ．原告の損害額（争点２）について

裁判所では、仕入れ価格や消費税等を考慮して、被告商品の１個あたりの利益額を３１２円とし、これに被告の販売数量として認定した８万１０２５個を乗じて、利益額の合計を２５２７万９８００円としました。

そして、上記利益額の合計から変動経費などの控除額を除いた「２４１３万８１７０円を被告の利益として，不正競争防止法５条２項による原告の損害額と認め，本件事案の内容，経過，認容金額等を考慮して，弁護士費用として２４０万円についても原告の損害と認めるのが相当であるから，原告の損害額は，合計２６５３万８１７０円となる。」と認定しました。

Ｃ．上記の認定に基づいて、裁判所では、「被告は，故意に，原告商品に代替しうるものとして，原告商品の形態を模倣した被告商品を製作し，これを販売することで，原告の販売機会を喪失させる不正競争を行い，原告の営業上の利益を侵害したと認められるから，不正競争防止法３条１項及び２項に基づき，原告の被告に対する被告商品の販売等差止め及び廃棄を認めるのが相当であり，被告に対し，不正競争防止法４条本文に基づき，上記Ｂの損害賠償請求を認めるのが相当である。」と結論付けました。

―― コメント ――

不正競争防止法第２条第１項第３号は、他人が商品化のために投下した資本や労力などの成果を模倣して市場に投入し、その他人と競争する行為は、競争上不正な行為として認定する趣旨の規定です。

そのため、当該商品について、特に他の知的財産権（意匠権等）を取得していなくとも、上記規定による保護を受けることができます。

本件の場合には、商品がクマのぬいぐるみなので、被告側は、「当該商品の機能を確保するために不可欠な形態」として、その外見的特徴が似てしまうのは止むを得ないなどと適用除外を主張していました。

しかし、判決文と同時に公開されている下記の写真のように、被告商品は原告商品ときわめて似ており、被告が、当初は原告から原告商品を購入していたことなどが併せて考慮され、上記規定の該当性が認定されています。

また、講学上は、上記規定では、内部構造の違いが商品の形態に含まれるか否かについては論点になっていますが、本件の場合は、いずれの商品も、電源を入れた状態で話しかけると，直ちにその言葉を再生する機能を有しているものであるため、論点とはなっていません。

上記不正競争防止法第２条第１項第３号は、「日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品」については適用除外が有るため、注意が必要です。（上記期間については、以前は上記条文の中に含まれていましたが、現在では、不競法１９条に規定されています。）

また、上記適用除外の規定等を含めて考えると、こうした商品につきましては、予め意匠登録を受けておくなど、他の知的財産による保護を考慮しておくことが、営業上では重要になると思われます。

なお、本件判決文の詳細につきましては、下記ＵＲＬをご参照下さい。

【判決文ＵＲＬ】http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/431/084431_hanrei.pdf

原告商品

被告商品

平成２５年（ワ）第１２７８８号 商標権侵害差止等請求事件

―― 標　　題 ――

本件は商標権者である原告が、被告の標章使用行為及びにドメイン使用行為により商標権の侵害を受けたとして差止請求及び損害賠償請求をした事件です。

詳細につきましては、裁判所 HP でご確認下さい。

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/302/084302_hanrei.pdf

―― 事案の概要 ――

原告は、後述する商標の商標権者です。

それに対して、被告は、障害者・高齢者市民の生活及び心豊かな生活を目指しての活動をあらゆる面で支援・協力し、且つ、障害者・高齢者市民事業所・作業所・団体への支援を多くの市民及び市民団体と共に連携しながら実践することを目的とし、ホームヘルパー派遣・育成・研修及びコーディネートに関する事業等を行う、特定非営利活動法人です。

被告は、平成１５年１０月から、大阪府池田市内において，「ライフサポートネットワークいけだ」の名称の事業所（以下「被告事業所」という。）を開設し，障害（児）者の居宅介護事業及び移動支援事業等を行っています。

被告は、ウェブサイトやブログで「ライサポいけだ」という標章、「lispo-ikeda.jp」というドメインを使用していました。

原告は被告の上記行為について、大阪地方裁判所に差止請求及びに損害賠償請求を提訴しました。

―― 原告の商標権 ――

登録番号：第４６１６８３２号

出願日　：平成１３年（２００１）１０月１５日

登録日　：平成１４年（２００２）１１月１日

本件商標：ライサポ

指定役務：

第３９類 車両による輸送，船舶による輸送，航空機による輸送，主催旅行の実施等

第４２類 老人の養護，高齢者の介護又は看護，身障者の介護又は看護等

―― 争　　点 ――

本件の争点は以下の通りです。

１．被告標章が原告商標に類似するか

２．被告標章が商標として使用されているか

３．本件ドメイン名が，原告商標に類似するか

４．原告の被った損害額

――裁判所の判断――

1．被告標章が原告商標に類似するか

大阪地裁は、「原告は，被告標章のうち，地名である『いけだ』の部分に識別力はなく，『ライサポ』が要部であるから原告商標と類似する旨主張する。しかしながら，この主張は採用できない。すなわち，原告商標と被告標章の類似の有無については，被告標章の現実的な使用態様を前提に，誤認混同のおそれを判断すべきところ，被告標章の使用態様については，前記(1)及び(2)で認定したとおりであり，本件ウェブサイトを閲覧する者は，いずれも目立つよう大書された，被告の正式名称である『特定非営利活動法人ライフサポートネットワークいけだ』，あるいはブログのタイトルである『ライフサポートネットワークいけだのブログ』をまず認識し，その後に，バナー，イラスト，記述的文章の中に，被告標章である『ライサポいけだ』が使用されていることを認識するものと考えられる。そうすると，本件ウェブサイトを閲覧する者は，被告の正式名称またはブログのタイトルから，本件ウェブサイトを管理運営しているのは，池田市に本拠を置く，生活（ライフ）を支援（サポート）することを目的とする団体である旨の観念を抱いた後に，被告標章に接することになるから，被告標章が被告の正式名称の略語であることは容易に認識され，被告標章についても，同様に，池田市に本拠を置く，生活を支援することを目的とする団体であるとの観念を抱くものと考えられる。すなわち，被告標章の現実的な利用形態に照らすと，本件ウェブサイトを閲覧し被告標章に接する者は，被告標章を一体として認識し，『ライサポ』のみを抽出して捉えることはなく，上記のとおり，池田市に本拠を置く，生活を支援することを目的とする団体である旨の観念を抱くと考えられるから，単に『ライサポ』の文字からなる原告商標との間に誤認混同のおそれはなく，両者は類似しないというべきである。」と判断しました。

2．被告標章が商標として使用されているか

大阪地裁は、「本件ウェブサイト１には，被告が，障害者のための居宅介護事業等を行っている旨の記載はあるものの，当該事業の具体的内容についての記載や料金の開示等は一切なく，同事業を利用するよう勧誘する文言も，同事業の利用を申し込むための手順や方法等も開示されていない。全体として，本件ウェブサイト１は，営利を目的としない特定非営利活動法人である被告において，その事業内容等を，障害者への対応等についての啓発活動等を含め，社会全般に広く紹介することを目的としたウェブサイトであると評価することができる。また，被告標章の実際の使用態様としても，トップページの最も目立つ場所に，『特定非営利活動法人 ライフサポートネットワーク いけだ』と大きく記載した上で，本件ウェブサイト内の相互リンクのためのバナー，リンクテキスト，イラストないし記述的文章の中で，被告の名称全体を記載する代わりの略語として，『ライサポいけだ』と記載しているにすぎない。以上によれば，本件ウェブサイト１において，被告標章が，被告の提供する役務の出所を識別するものとして使用されているということはできず，被告標章の使用は，商標法２条３項８号が定める商標としての使用にはあたらないというべきである。同様に，本件ウェブサイト２についても，その内容は，被告の職員等が日記風に周囲の出来事を読者に伝達するものであって，被告の役務の広告とは認められない上，本件ウェブサイト１と同様に，被告標章は，『ライフサポートネットワークいけだのブログ』のタイトルを示した上で，記述的な文章の中で，被告を示す略語として使用されるにすぎないものにすぎず，これらについても，被告の提供する役務の出所を識別させるものとして使用されているとはいえない。結局，本件ウェブサイトに使用された被告標章は，いずれも商標として使用されているとは認められないものである。」として、被告の使用は商標法２条３項８号に規定する商標の使用行為には該当しないと判断しました。

３．本件ドメイン名が，原告商標に類似するか

大阪地裁は､「一般に，ドメインネームにおいて，自他識別機能を有する部分は，『.jp』『.co.jp』など（トップレベルドメイン等）を除いた部分であるから，本件ドメイン名においては，『lispo-ikeda』がこれに該当する。他方，ドメインネームは，和文字を使うものもあるが，ほとんどの場合は英文字の標準文字（特定の字体をもたないもの）の組み合わせによる以外の表現はとりえないところ，当該文字列から，直ちに『ikeda』の部分が大阪府内の一市町村を指す地名であると判明するとはいえないから，同部分が識別力を欠き，『lispo-』の部分のみが要部を構成するものということはできない。したがって，本件ドメイン名の要部は，『lispo-ikeda』である。」として、原告の「lispo-」の部分のみが要部であるとの主張を退け、原告商標と本件ドメインの要部とは非類似であると判断しました。

４．原告の被った損害額

大阪地裁は､「被告標章の使用及び本件ドメイン名の使用が原告の商標権侵害にあたるとする原告の主張は，すべて失当であるから，争点(4)について判断するまでもなく，原告の請求をいずれも棄却する」として、損害額については特に大阪地裁は判断を示しておりません。

――コメント――

争点１については、大阪地裁は、被告の本件ウェブサイトに、被告の正式名称である「特定非営利活動法人ライフサポートネットワークいけだ」、あるいはブログのタイトルである「ライフサポートネットワークいけだのブログ」がいずれも目立つように大きく表示されていたことが重要視されています。このような表示が大きく目立つように表示されていれば、ウェブサイトを見た人間は、これらの表示から本件ウェブサイトを運営しているのは、池田市に本拠地をおいている生活（ライフ）を支援（サポート）することを目的とする団体だと認識するでしょうし、「ライサポいけだ」は被告の略語として使っているのだろうと推認するでしょうから「ライサポ」の部分のみを抽出するのは不自然だという大阪地裁の主張はもっともだと思います。

争点２については、被告の商標の使用は商標的使用に該当しないとの判断がなされています。これについては、被告は、特定非営利活動法人であるため、一般的な商業用の広告サイトにみられるような料金表示やサービスの申込法表等を本件サイトに記載していなかった点が重要視されているようです。また、判決文を読むと、被告が非営利団体であるということが、裁判官の心証を良くしているようにも感じます。

争点３では､「ドメインネームにおいて，自他識別機能を有する部分は，『.jp』『.co.jp』など（トップレベルドメイン等）を除いた部分であるから，本件ドメイン名においては，『lispo-ikeda』がこれに該当する」との判断をしています。トップレベルドメインについては、あらゆるドメインに共通して使用されているので、この部分に識別力が生じないとした大阪地裁の判断は妥当なように思います。

ブランド認知において色彩は重要なのか？（マレーシア）

色彩の説得力は、マーケティングにとって重要な側面です。商標及びブランディングにおいて、色彩は意味とメッセージを消費者に伝える働きをしています。異なる色彩に触れたとき、我々の脳は様々な反応を生じさせることが、調査により示されています。人は、自身を取り巻く環境について、初めて目にしてから数秒以内に潜在意識化での判断を下しており、それは、専ら色彩に基づくと考えられています。これは、色彩が消費者のブランド観に影響を与えることを意味しています。ブランドで最も使用されている色彩は、赤、橙、黄、緑、青、紫、茶、黒、灰及び白です。

また、大部分の消費者は、新規なブランドが、見覚えのあるブランドよりも優れた品質を備えている可能性が高いような場合であっても、新規なブランドよりも見覚えのあるブランドを選択することが、研究により示されています。これにより、同じ色彩を使い続けるという一貫性が、消費者を引き付けるために重要な役割を果たすことが証明されています。従って、あなたの製品に消費者を引き付けるためには、あなたのブランドにとって正しい色彩を選択することが重要です。

――色彩とその重要性――

赤

行動、冒険、積極性、血縁、危険、意欲、元気、興奮、愛、情熱、強さ及び活力

赤は、最も力強い色彩です。赤は、人の血圧を上昇させ、また、人の怒りを引き起こす能力を持っています。更にそれは、空腹感を刺激します。赤の色彩は、消費者の注意を引くために、製品のロゴでしばしば使用されています。

黄

警告、快活さ、臆病、好奇心、幸福、喜び、遊び心、前向き、太陽光及び暖かさ。

黄は、セロトニンと呼ばれる脳内化学物質の分泌を助けており、これにより幸福な気分が引き起こされます。黄は、注意を引き、幸福と暖かさを作り出すために、ブランドで多く使用されています。

橙

手頃さ、創造性、熱狂、楽しさ、陽気さ、気楽さ、活発及び若々しさ。

橙は、赤と黄の組み合わせであり、従ってこれらの２津の色彩の効果を持っています。それは、遊び心の気分を作り出します。

緑

環境性、自然さ、金銭、調和、健康、刷新及び平穏。

緑は、静穏で心が和む色彩であり、また、生命を表しています。多くの企業は、自身が環境に優しいことを表すために緑を使用しています。

青

権力、静けさ、威厳、定評のある、誠実、力及び成功。

青は、心を穏やかにする色彩であり、また、権力、成功及び安全のイメージを与えることができます。またそれは、自由をも示しています。多くのソーシャル・ネットワークが、自身のロゴに青を使用しています。

紫

高級さ、空想、神秘及び正義。

紫は、赤と青の混合であり、従って暖かさと静けさの特性を持っています。紫は、教育及び高級品に関連しているブラントで見られます。

茶色

冷静、深さ、自然、純朴さ、厳粛、豊かさ及び粗さ。

茶は、自然及び公益に通常は関連しています。建設及び法律に関する多くのブランドは、自身の純朴さと中立性のために、茶を使用しています。

白

清潔、安らぎ、純粋さ、純真、上品さ及び誠実さ。

安らぎと純粋さの普遍的な色彩が白です。白は反転テキスト、或いは空白背景のブランドを作成する際に使用されています。

虹色

手頃さ、創造性、熱狂、楽しさ、陽気さ、気楽さ、活発及び若々しさ。
多様性

合衆国特許商標局(USPTO)の分析により、合衆国内で使用されている色彩についてのグラフが示されています。このグラフは、1990年から2010年までに登録された合衆国のロゴで使用された色彩を示しています。縦軸は、各年度に商標登録出願されたそれぞれの色彩を含んでいるロゴのパーセント比を示しています。赤は90年台に幅広く使用されており、それに青が続いています。しかしながら、今日では、色彩が均等に使用されています。緑の使用が増加しており、これは、アメリカ社会が環境意識の高まりの只中にあることを反映しているのかもしれません。
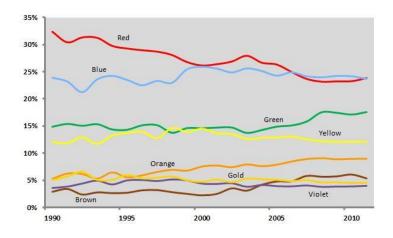
２番目のグラフは、合衆国内での産業に基づく色彩の使用について示しています。赤は、飲料産業及びサービス産業で最も多く使用されている色彩です。多くの化学産業、保険産業、医療産業及び製薬産業では、自身のロゴに青を使用しています。色彩とロゴは、製品のマーケティングにおいて重要な役割を果たしています。だからこそ、製品開発の間に、ロゴの色彩を賢く選択しなければなりません。
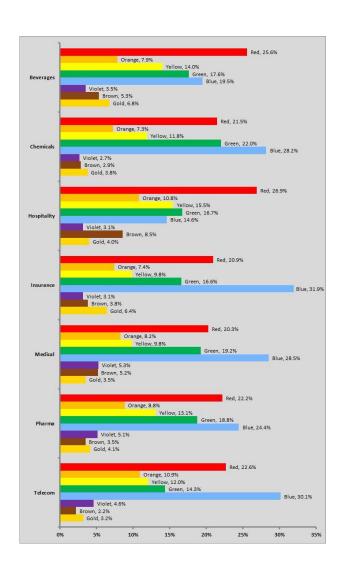
（マレーシアの RamRais & Partners 事務所からのレターに拠ります）

――国際特許分類による 2012 年度マレーシア国内での特許登録――

国際特許分類に基づき 8 つのセクションが存在し、特許出願の分類を決めるために使用されています。2012 年度は、セクション C（化学；金属学）で合計 722 件を記録する最多の特許登録が行われ、セクション D（織物；紙類）で合計わずか 25 件を記録する最少の特許登録が行われました。

――商品・サービス国際分類 ― ニース分類による 2012 年度マレーシア国内での商標登録の上位 10 分類――
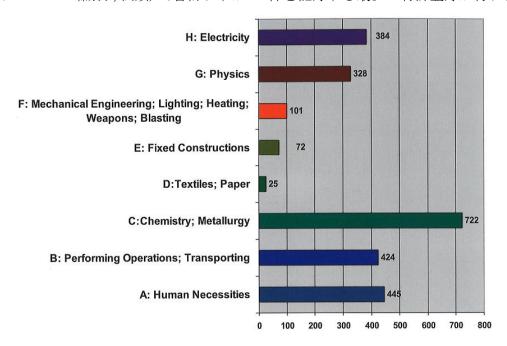
商品・サービス国際分類 ― ニース分類に基づき 45 の区分が存在しています。これらの区分は、２つの部分、即ち商品とサービスに分かれています。2012 年度は、第 9 区分で合計 2647 件を記録する最多の商標登録が行われました。第 9 区分は、科学、航海術、調査、写真、映画、光学、計量、計測、信号伝達、検査（監督）、人命救助並びに教授用の各種器具及び装置；電気を伝導、切り替え、変換、蓄積、調整或いは制御するための器具及び装置；などを含んでいます。
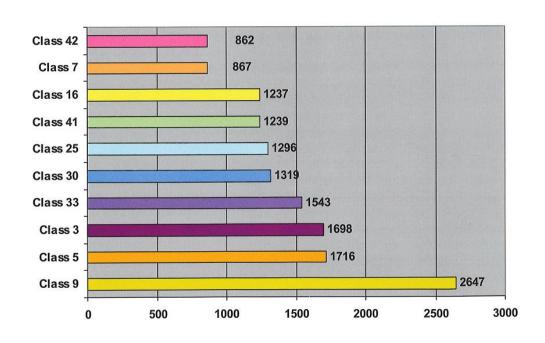
——国際意匠分類 － ロカルノ分類による 2012 年度マレーシア国内での工業デザイン登録の上位 10 分類——

国際意匠分類 － ロカルノ分類に基づき 32 の区分が存在しています。2012 年度は、第 9 区分（物品の輸送或いは取扱用の包装及び容器）で合計 244 件を記録する最多の工業デザイン登録が行われました。第 7 区分（家庭用品、他の区分に規定されないもの）では、67 件の工業デザイン登録が行われました。
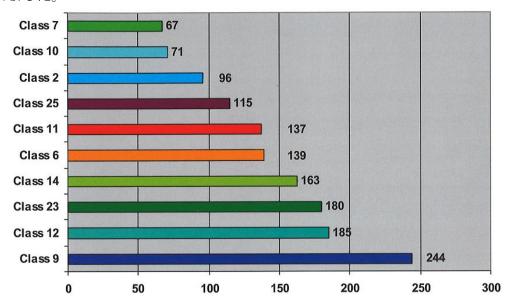
——2012 年度マレーシア国内での著作権自己申告出願——

マレーシア知的財産公社（MyIPO）は著作権自己申告システムを導入しており、これは 2012 年 6 月 1 日に発効しました。このシステムにより、著作物の作者には、自身の著作物の詳細について説明することで、著作権管理官に対し著作権の自己申告を行う資格が与えられるようになりました。MyIPO は、2012 年度に合計 402 件の自己申告出願を受け付けました。
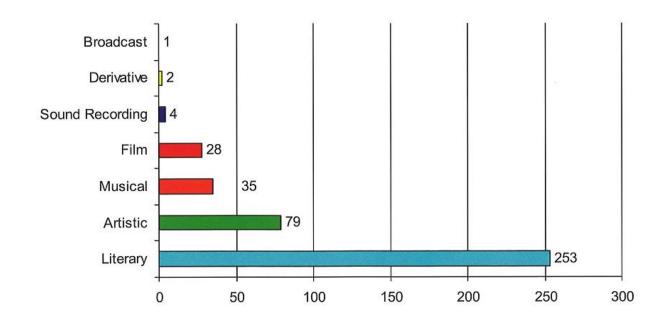
（マレーシアの RamRais & Partners 事務所からのレターに拠ります）

特許
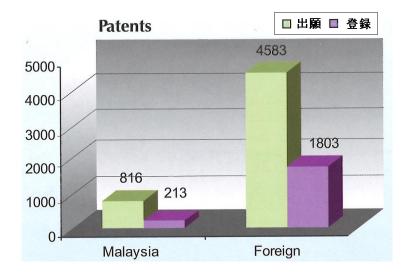
商標
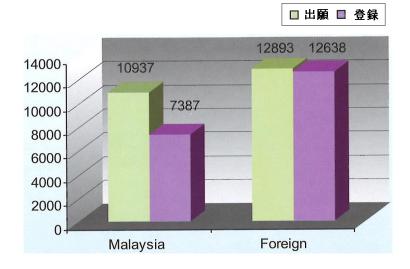
工業デザイン
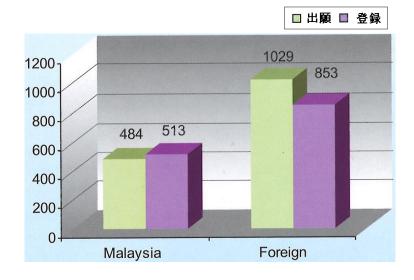
（2013 年 9 月時点）
（マレーシアの RamRais & Partners 事務所からのレターに拠ります）

自由の女神像、意匠特許（アメリカ）

かの有名な自由の女神像は、フランスからアメリカ合衆国に対するプレゼントであり、両国間の友好を記念するために贈られました。現在、ニューヨーク・マンハッタンのリバティ島に設置されているその自由の女神像は、フランス人彫刻家フレデリク・オーギュスト・バルトルディによりデザインされました。この女神像の設置は、両国間での共同事業でした。女神像は、フランス人により建造され、台座はアメリカ人により建設されました。どちらの国でも、像と台座の建築資金拠出に関する問題が存在したものの、像は1884年7月に完成し、再組み立てのため1885年6月に、アメリカ合衆国ニューヨークへ向けて搬送されました。台座の建築は、1886年4月に完了しました。

この像は、司祭礼拝帯（ストラ）、王冠及びサンダルを身につけ、引き千切られた鎖を踏みつけながら、右手にはトーチを高々と掲げ持ち、左手には独立宣言の日付にあたる1776年7月4日が刻み込まれている銘板を携えた女性の姿であると言われています。自由の女神像は、自由、民主主義だけでなく、国境を超えた友好関係をも象徴しています。

自由の女神像には、1879年に、以下の通り意匠特許が認められています：ー

創作者：オーギュスト・バルトルディ
出願日：1879年1月2日
意匠番号：11,023
意匠名称：世界を照らす自由
創作日：1879年2月18日

（マレーシアのRamRais & Partners事務所からのレターに拠ります）

特許第４１８３６７９号「リクライニングチェア」のご紹介

――概　　要――

従来、バックレストを機械的に作動させて、所望の角度に傾倒・起立させるようにした種々の構造のリクライニングチェアが実用化されています。バックレストを機械的に作動させるリクライニングチェアの１つに、バックレストの傾倒・起立調整をアームレストの操作により行うようにしたリクライニングチェアが一般に知られています。

しかしながら、従来のリクライニングチェアによれば、アームレストのスライド運動が、直接バックレストの傾倒・起立運動として作用するため、バックレストを緩やかに傾倒・起立させることができず、アームレストを前後にスライドさせる度にバックレストの動きが使用者の想定した動きとはならないために、使用者に不快感を与えるという欠点がありました。特に、バックレストに背中を預けたままアームレストを持ち上げると、バックレストが３方向に急激に倒れるため、使用者、特に老齢者や病弱者等の使用者に恐怖心を与え、時には危険な場合があるため、取り扱いには細心の注意が必要であり、また、この旨を取扱説明書等の中で再三警告する必要がありました。また、姿勢を直す等の目的で傾倒しているバックレストを起立させる場合には、左右のアームレストを同時に持ち上げると共に、傾倒しているバックレストを前方に手で引き上げなければならないため、操作にかなりの力が必要となり、このため使用者が老齢者や病弱者であるような場合には、取り扱いが面倒かつ困難であるという欠点がありました。

本件特許のリクライニングチェア２００は、図１及び図２に示すように、バックレスト２１０、座部２２０、脚部２３０、アームレスト２４０、フットレスト２５０によって構成されています。バックレスト２１０は、金属製のパイプを折り曲げて下方に開放するコの字状のバックレストフレーム２１１と、このバックレストフレーム２１１間に懸架されたバネ部材２１３にクッション部材２１２を装着して成っています。座部２２０は、樹脂材によりフットレスト２５０を収納可能な収納ケース状に成形され、バックレストフレーム２１１の開放下端部に位置し、水平方向に延設された座部フレーム（兼フットレスト収納ケース）２２１にクッション部材２２２を装着して成っています。座部２２０の床面高さが、人間工学的な観点から、通常の椅子よりも低く、座椅子よりも高い約４０ｃｍ程度に設定され、長時間に亘りリラックスして座ることができるように工夫されています。なお、クッション部材２１２とクッション部材２２２とは連設されており、クッション部材２１２の上部、つまりクッションヘッドカバーをバックレストフレーム２１１の上部に被せることにより、これらのクッション部材がバックレスト２１０と座部２２０に装着されるようになっています。

脚部２３０は、金属製のパイプを折り曲げて、上方に開放するコの字状に形成された前方脚部フレーム２３１と同様に形成された、後方脚部フレーム２３２の開放側左右上方端部を交差させ、この交差部を傾倒位置決め用のピンＰ１により枢支して成っています。ピンＰ１の両端部は交差部から幅方向に突出して突出端部Ｐ１ｔが形成されており、この突出端部Ｐ１ｔはバックレスト２１０の傾倒角度調整に用いられます。前方脚部フレーム２３１は途中から前方に傾斜するように曲げられ、前に倒れ難い構造となっています。前方脚部フレーム２３１と後方脚部フレーム２３２の床面との接触部には、クッション性を有する樹脂材等から成るフロアプロテクター２３３が間隔を置いて配設されています。アームレスト２４０は、樹脂材により上面が側面視で船底型に内部が中空に一体成形されたアームレストフレーム２４１の上面に、クッション部材２４３を装着して成っています。アームレストフレーム２４１の肘側は、ピンＰ２によりバックレストフレーム２１１に枢支され、これにより指先側がピンＰ２を支点として、上方に回動できるように

なっています。

　また、本件特許のリクライニングチェア２００は、座部フレーム（兼フットレスト収納ケース）２２１の前方側がピンＰ３により前方フレーム２３１に枢支され、後方側がピンＰ４によって、一端が後方フレーム２３２に連結された連結レバー２２３の他端にピンＰ５を介して枢支されています。このように本リクライニングチェア２００は、バックレスト２１０、座部２２０、フットレスト２５０を含む座部２２０、脚部２３０、そしてアームレスト２４０の夫々が、ピンＰ１～ピンＰ５のいずれかを介し、相互に枢動可能に枢支されていますので、バックレスト２１０（バックレストフレーム２１１）と座部２２０（座部フレーム２２１）とを矢印Ｙ５で示すように相対的に動かして合わせると、図３に斜視図で示すようにチェア全体を平坦に折り畳むことができます。このため、本リクライニングチェア２００によれば、持ち運びや設置等の取り扱いが容易となり、また、不使用時の保管に際しスペースを取らないという利点があります。

　なお、本件特許のリクライニングチェア２００では、バックレスト２１０のクッション部材２１２、及び座部２２０のクッション部材２２２には、ウレタン（チップやスライス）或いは綿（ワタ）等のクッション性を有し、厚みが７～１５ｃｍもある厚い部材が使用されているので、座り心地が極めて良好です。　　　　　　　　（特許権者：日本アルモニックス株式会社）

図１　　　　　　　　　　図２
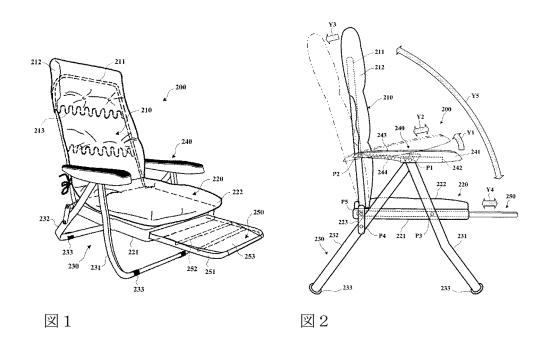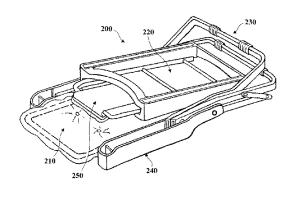
図３

後　　記

特許庁の１Ｆロビー壁面には、十枚の肖像レリーフが展示されています。シンプルで無機質な建物の中、唯一特許庁らしさを醸し出しているといえなくもない場所なのですが、このロビーが震災後から今までずっと薄暗い照明を保っているせいもあるのか、来所者の目をひく空間にはなっていないようです。

レリーフの横に置かれた「日本の十大発明家　偉大な発明の数々」と題されたパンフレットによると、この十人は日本の特許制度が 100 周年を迎えた昭和 60 年に選定された人達とのことです。私にとっては名前を初めて知る人がほとんどだったのですが、パンフの最後のページに記載された[写真提供]の欄を見ると、こちらは私も名前をよく見知った企業が列挙されていて、“重大”発明家=産業活性化の礎となった人、という定義が端的によくわかる仕組みになっています。

（なお、それぞれの人物が発明した特許としては、木製人力織機、養殖真珠、アドレナリン、グルタミン酸ナトリウム、ビタミン B1、邦文タイプライター、KS 鋼、八木アンテナ、写真電送方式、MK 磁石鋼、が挙げられています。）

特許制度 200 周年を迎える 2085 年にもし新たなレリーフが十枚作成されるとしたら、一体どんな人達になるだろう、と想像します。産業の形態自体（もしくは産業というものへの考え方自体）がその頃では大分変わっているでしょうから、もしかすると人選の基準にも、かなりの変化があるかもしれません。

ちなみに 100 周年版は全員男性です。200 周年版はもう少し女性比率が高くなるだろう、というのが一つの私の予想なのですが、皆さんはいかがお考えですか？